

# 国分寺市幼稚園指導検査基準

(令和8年5月21日適用)

健康部 地域共生課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>幼稚園の基準に関する法令及び通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として「文書指摘」とする。                      ただし、改善中の場合及び特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>幼稚園の基準に関する法令以外の法令又通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。                      ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。                      なお、関係法令及び通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>関係法令等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

# 特定教育・保育施設の部

## 目 次

### 運営管理編

1 確認内容等の変更	1
2 利用定員に関する基準	1
3 運営に関する基準	1
(1) 一般原則	1
(2) 人権の擁護・虐待防止等のための体制整備等	2
(3) 虐待等の禁止	2
(4) 内容及び手続の説明及び同意	2
(5) 正当な理由のない保育の提供拒否の禁止	2
(6) 選考	2
(7) あっせん、調整及び要請に対する協力	3
(8) 受給資格等の確認	3
(9) 施設型給付費の額の通知	3
(10) 保護者による不正に関する市への通知	3
(11) 運営規程	3
(12) 勤務体制の確保	4
(13) 研修の機会の確保	4
(14) 重要事項の掲示等	4
(15) 秘密保持等	4
(16) 情報の提供等	5
(17) 利益供与等の禁止	5
(18) 苦情解決	5
(19) 記録の整備	6
(20) 電磁的記録等	6

### 教育内容編

1 教育の状況	7
(1) 教育に関する基本原則	7
(2) 平等に取り扱う原則	7
(3) 特定教育・保育の提供の終了に際した小学校等との連携	7
(4) 教育提供の記録	7
(5) 提供する教育に関する評価等	7
(6) 相談及び援助	7
(7) 地域との交流	7
(8) 記録の整備・保存	8
2 健康・安全の状況	8
(1) 心身の状況の把握等	8
(2) 緊急時等の対応	8
(3) 事故発生の防止	8
(4) 事故発生時の対応	9
会計経理編	
(1) 会計の区分	10
(2) 記録の整備	10
(3) 上乗せ徴収	10
(4) 実費徴収	10
(5) 領収証の交付	10
(6) 書面説明及び同意	11
(7) 施設型給付費の支給	11

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	法
2	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	法施行規則
3	平成26年9月30日条例第23号「国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	市運営基準条例
4	昭和22年3月31日法律第26号「学校教育法」	学校教育法
5	平成18年6月15日法律第77号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」	認定こども園法
6	令和8年3月30日こ成安第45号、7教参学第52号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第45号
7	平成27年3月31日内閣府告示第47号「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」	費用算定基準等
8	令和5年5月19日こ成保38、5文科初第483号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	こ成保38
9	令和7年4月11日こ成保296、7文科初第250号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」	こ成保296

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<b>運営管理編</b>					
<b>1 確認内容等の変更</b>	<p>1 設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があったとき及び利用定員の減少をしようとするときは、変更届を提出することが必要である。</p> <p>〈変更届出事項〉</p> <p>① 施設の名称、教育・保育施設の設置の場所</p> <p>② 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等</p> <p>④ 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要</p> <p>⑤ 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項</p> <p>⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>⑨ 利用定員の減少</p>	<p>1 設置者の住所その他の内閣府令で定める事項等の変更を届け出ているか。</p>	<p>(1) 法第35条</p> <p>(2) 法施行規則第33条、第34条</p> <p>(3) 市施行細則第23条、第24条</p>	<p>(1) 設置者の住所等の変更を届け出ているか。</p>	C
<b>2 利用定員に関する基準</b>	<p>1 特定教育・保育施設である幼稚園は、法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用定員を定めるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、以下のような事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>① 年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応</p> <p>② 法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応</p> <p>③ 児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応</p> <p>④ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合</p>	<p>1 利用定員を定めているか。</p> <p>2 事情なく利用定員を超えて教育を提供していないか。</p>	<p>(1) 市運営基準条例第4条</p> <p>(1) 市運営基準条例第22条</p>	<p>(1) 利用定員を定めていない。</p> <p>(1) 事情なく利用定員を超えて教育を提供している。</p>	C C
<b>3 運営に関する基準</b> (1) 一般原則	<p>1 特定教育・保育施設は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都、市、小学校、児童福祉施設等との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>1 良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行っているか。</p> <p>2 子どもの意思及び人格を尊重して特定教育・保育を提供するよう努めているか。</p> <p>3 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係機関と密接な連携に努めているか。</p>	<p>(1) 市運営基準条例第3条</p>	<p>(1) 良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行っていない。</p> <p>(2) 子どもの意思及び人格を尊重して特定教育・保育を提供するよう努めていない。</p> <p>(2) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係機関と密接な連携に努めていない。</p>	C C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 人権の擁護・虐待防止等のための体制整備等	1 特定教育、保育施設は、利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 (参考)保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和7年8月改訂 子ども家庭庁、文部科学省)	1 人権の擁護や虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。 2 人権の擁護や虐待の防止等のため、従業者に対し、研修等の措置を講ずるよう努めているか。	(1) 市運営基準条例第3条	(1) 人権の擁護や虐待の防止等のために必要な体制が整備されていない。 (1) 従業者に対し、研修を実施する等の措置が講じられていない。	C B
(3) 虐待等の禁止	1 特定教育・保育施設の職員は、子どもに対し、学校教育法第28条第2項において準用する就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」という。)第27条の3第1項各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。  <認定こども園法第27条の2第1項各号に掲げる行為> ①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ②児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による①、②又は④の行為の放置その他の施設職員としての業務を著しく怠ること。 ④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	1 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 市運営基準条例第25条 (2) 学校教育法第28条第2項  (認定こども園法第27条の2、第27条の3の準用)	(1) 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
(4) 内容及び手続の説明及び同意	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	1 運営規程の概要、職員勤務体制、利用者負担などの重要事項について文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。	(1) 市運営基準条例第5条	(1) 利用申込者に対し、重要事項説明書を交付して説明を行っていない。  (2) 重要事項説明書の内容が不十分である。  (3) 特定・教育保育の提供の開始について利用申込者の同意を得ていない。	C B C
(5) 正当な理由のない利用申込み拒否の禁止	1 特定教育・保育施設は、保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	1 正当な理由なく申込みを拒んでいないか。	(1) 市運営基準条例第6条	(1) 正当な理由なく申込みを拒んでいる。	C
(6) 選考	1 特定教育・保育施設である幼稚園は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、利用定員を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、設置者の教育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 この場合において、特定教育・保育施設は、選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。	1 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考は、公正な方法により行われているか。  2 選考の方法をあらかじめ保護者に明示しているか。	(1) 市運営基準条例第6条	(1) 利用定員を超える場合に、公正な方法により選考を行っていない。  (2) 選考の方法があらかじめ明示されていない。	C C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) あっせん、調整及び要請に対する協力	1 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 市が行うあっせん及び要請に対し協力しているか。	(1) 市運営基準条例第7条	(1) 市が行うあっせん及び要請に対し協力していない。	B
(8) 受給資格等の確認	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 また、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。	1 支給認定証によって受給資格等を確認しているか。 2 保護者に対し、教育・保育給付認定申請等のため、必要な援助を行っているか。	(1) 市運営基準条例第8条 (1) 市運営基準条例第9条	(1) 支給認定証によって受給資格等を確認していない。 (1) 申請に必要な援助を行っていない。	C C
(9) 施設型給付費の額の通知	1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付の額を通知しなければならない。	1 保護者に対し、施設型給付費の額を通知しているか	(1) 市運営基準条例第14条	(1) 施設型給付費の額を通知していない。	C
(10) 保護者による不正に関する市への通知	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正の行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。	1 保護者の不正について、遅滞なく、意見を付して市に報告しているか。	(1) 市運営基準条例第19条	(1) 保護者の不正について、市に報告していない。	C
(11) 運営規程	1 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めておかなければならない。 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する特定教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定教育・保育の提供を行う日(学期を含む。)及び時間並びに提供を行わない日 ⑤ 教育・保育給付認定保護者から受領する費用の種類、支払を求め理由及びその額 ⑥ 利用定員 ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(市運営基準条例第6条第2項に規定する選考の方法を含む。) ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	1 運営規程を適切に定めているか。	(1) 市運営基準条例第20条	(1) 運営規程を定めていない。 (2) 運営規程の内容が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(12) 勤務体制の確保	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	1 職員の勤務の体制を定めているか。	(1) 市運営基準条例第21条	(1) 職員の勤務の体制を定めていない。	C
	2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	2 職員によって特定教育・保育を提供しているか。	(1) 市運営基準条例第21条	(1) 特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供していない。	C
(13) 研修の機会の確保	1 特定教育・保育施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	1 特定教育・保育施設は、職員に対し、研修の機会を確保しているか。	(1) 市運営基準条例第21条	(1) 研修の機会を確保していない。	C
				(2) 研修の機会が不十分である。	B
(14) 重要事項の揭示等	1 特定教育・保育施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。	1 運営規程の概要その他の重要事項を掲示しているか。	(1) 市運営基準条例第23条	(1) 重要事項を掲示していない。	C
				(2) 重要事項の掲示の内容が不十分である。	B
		2 運営規程の概要その他の重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しているか。	(1) 市運営基準条例第23条	(1) 重要事項を閲覧に供していない。	C
				(2) 重要事項の閲覧の内容が不十分である。	B
(15) 秘密保持等	1 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	1 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	(1) 市運営基準条例第27条	(1) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしている。	C
	2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ＜必要な措置(例)＞ 規程等の整備、雇用時の取り決め等	2 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	(1) 市運営基準条例第27条	(1) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	C
	3 特定教育・保育施設は、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。	3 子どもに関する情報の提供をする際に、あらかじめ文書で保護者の同意を得ているか。	(1) 市運営基準条例第27条	(2) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が不十分である。	B
			(1) 子どもに関する情報の提供をする際に同意を得ていない。	B	

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(16) 情報の提供等	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	1 当該特定教育・保育施設を利用しようとする保護者に対して情報の提供を行うよう努めているか。	(1) 市運営基準条例第28条	(1) 利用しようとする保護者への情報提供に努めていない。	B
	2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	2 事業についての広告の内容は適正か。	(1) 市運営基準条例第28条	(1) 保育事業者についての広告に虚偽や誇大な内容がある。	C
(17) 利益供与等の禁止	1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設等又はその職員(以下「関与者」という。)に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して、当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	1 関与者への利益供与がないか。	(1) 市運営基準条例第29条	(1) 関与者に利益供与している。	C
	2 特定教育・保育施設は、関与者から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	1 関与者からの利益収受がないか。	(1) 市運営基準条例第29条	(2) 関与者から利益収受している。	C
(18) 苦情解決	1 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育保育給付認定子ども又は保護者その他の家族(以下「子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。	(1) 市運営基準条例第30条	(1) 苦情解決の仕組みを整備していない。	C
	特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、内容等を記録しなければならない。	2 苦情の内容を記録しているか。	(1) 市運営基準条例第30条	(2) 苦情解決の仕組みの整備が不十分である。	B
	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	3 苦情に関して、市が実施している事業に協力するよう努めているか。	(1) 市運営基準条例第30条	(1) 苦情の内容を記録していない。	C
	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	4 苦情に関して市が行う調査に協力し、指導・助言に従って必要な改善をしているか。	(1) 市運営基準条例第30条	(1) 苦情に関する市の実施事業に協力していない。	B
	特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、改善の内容を市に報告しなければならない。	5 市から求めがあった場合に、改善の内容を市に報告しているか。	(1) 市運営基準条例第30条	(1) 苦情に関する市の調査に協力していない。	C
			(2) 指導・助言に従った必要な改善をしていない。	C	
			(1) 市の求めがあるにもかかわらず、改善の内容を市に報告していない。	C	

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(19) 記録の整備	1 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 記録が整備されているか。	(1) 市運営基準条例第34条	(1) 記録が整備されていない。	C
	<p>〈帳簿の例〉</p> <p><u>職員に関する記録</u></p> <p>「学校関係法令の部 運営管理編 3 職員の状況 (3)関連帳簿の整備」参照</p> <p><u>設備に関する記録</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平面図 ・消火器など消防関係点検</li> <li>・賃貸借契約書(事業所の場所を借りている場合)</li> </ul>			(2) 記録の整備が不十分である。	B
(20) 電磁的記録等	1 特定教育・保育施設は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、市運営基準条例の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、電磁的記録により行うことができる。	1 電磁的方法による書面等の交付等について、教育・保育給付認定保護者に対し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。	(1) 市運営基準条例第53条	(1) 電磁的方法による書面等の交付等について、承諾を得ていない。	C
	<p>特定教育・保育施設は、市運営基準条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、記載事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>なお、保護者の承諾については、あらかじめ、保護者に対し、電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p>				
	2 特定教育・保育施設は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、電磁的方法によって記載事項の提供をしてはならない。	2 教育・保育給付認定保護者から申出があったにもかかわらず、電磁的方法によって記載事項の提供行っていないか。	(1) 市運営基準条例第53条	(1) 教育・保育給付認定保護者の意思に反して、電磁的方法による交付等を行っている。	C
3 書面等の交付又は提出に係る電磁的方法による提供に関する規定は、市運営基準条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。	3 電磁的方法による同意の取得について、教育・保育給付認定保護者に対し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。	(1) 市運営基準条例第53条	(1) 電磁的方法による同意の取得について、承諾を得ていない。	C	
				(2) 承諾の内容・方法が適切ではない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<b>教育内容編</b>					
<b>1 教育の状況</b>					
(1) 教育に関する基本原則	1 幼稚園は、幼稚園教育要領(学校教育法第25条第1項の規定に基づき、文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項)に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	1 教育の内容は適切か。	(1) 市運営基準条例第15条	(1) 教育の内容が適切でない。  (2) 教育の内容が不十分である。	C  B
(2) 平等に取り扱う原則	1 特定教育・保育施設においては、子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 子どもに対し、差別的取扱いをしていないか。	(1) 市運営基準条例第24条	(1) 子どもに対し、差別的取扱いをしている。	C
(3) 特定教育・保育の提供の終了に際した小学校等との連携	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育等との円滑な接続に資するよう、情報の提供その他小学校等との密接な連携に努めなければならない。	1 特定教育・保育の提供の終了に際して、情報の提供等小学校等との密接な連携に努めているか。	(1) 市運営基準条例第11条	(1) 保育の提供の終了に際して、小学校等他の機関との連携に努めていない。	B
(4) 教育提供の記録	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 教育の提供に関する記録を作成しているか。	(1) 市運営基準条例第12条	(1) 教育の提供に関する記録を作成していない。  (2) 教育の提供に関する記録が不十分である。	C  B
(5) 提供する教育に関する評価等	1 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。  2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する保護者その他の関係者(職員を除く。)又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 自己評価を行い、改善を図っているか。  2 定期的に第三者評価等を受けて、その結果を公表し、改善を図るよう努めているか。	(1) 市運営基準条例第16条	(1) 自己評価を行い、改善を図っていない。  (1) 第三者評価等を受けて、その結果を公表し、改善を図るよう努めていない。	C  B
(6) 相談及び援助	1 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 子どもや保護者の相談に応じ、助言や援助を行っているか。	(1) 市運営基準条例第17条	(1) 子どもや保護者からの相談に応じ、必要な助言・援助を行っていない。	C
(7) 地域との交流	1 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域との交流に努めているか。	(1) 市運営基準条例第31条	(1) 地域との交流に努めていない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 記録の整備・保存	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の①～⑤に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ① 幼稚園教育要領に基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 ② 市運営基準条例第12条の規定による特定教育・保育の記録 ③ 市運営基準条例第19条の規定による市町村への通知に関する記録 ④ 市運営基準条例第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 市運営基準条例第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	1 記録の整備・保存は適正に行われているか。	(1) 市運営基準条例第34条	(1) 記録を整備・保存していない。  (2) 記録の整備・保存が不十分である。	C  B
<b>2 健康・安全の状況</b>					
(1) 心身の状況等の把握	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	1 子どもの心身の状況、置かれている環境、他施設の利用状況の把握に努めているか。	(1) 市運営基準条例第10条	(1) 子どもの心身の状況等の把握に努めていない。	B
(2) 緊急時等の対応	1 特定教育・保育施設は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 緊急時に必要な措置を講じているか。	(1) 市運営基準条例第18条	(1) 緊急時に必要な措置を講じていない。  (2) 緊急時に必要な措置が不十分である。	C  B
(3) 事故発生の防止	1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。  ①事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。  ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。  ③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	1 事故発生や再発防止のための措置を講じているか。	(1) 市運営基準条例第32条	(1) 事故発生防止の指針を整備していない。  (2) 事故発生防止の指針の内容が不十分である。  (3) 事故発生の報告や分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備していない。  (4) 従業者への事故発生の報告や周知徹底が不十分である。  (5) 事故発生防止のための委員会や従業者に対する研修を定期的に行っていない。  (6) 事故発生防止のための取組が不十分である。	C  B  C  B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 事故発生時の対応	<p>1 特定教育・保育施設は、子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>&lt;市に報告が必要な事故等&gt;</p> <p>①死亡事故 ②意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) ③治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等 ④自動車への置き去り事故</p> <p>事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。</p> <p>2 保育事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	1 報告対象となる事故を市に速やかに報告しているか。	(1) 市運営基準条例第32条	(1) 事故報告が行われていない。	C
		2 事故が発生した場合に連絡や必要な措置を講じているか。	(1) 市運営基準条例第32条 (2) こ成安第45号	(2) 事故報告が速やかに行われていない、	B
		3 事故の内容を記録し、保存しているか。	(1) 市運営基準条例第32条	(1) 事故発生時に必要な措置を講じていない。	C
		4 損害賠償保険に加入しているか。	(1) 市運営基準条例第32条	(2) 事故発生時の必要な措置が不十分である。	B
		5 賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行っているか。	(1) 市運営基準条例第32条	(1) 事故の内容を記録しているか。	C
				(2) 事故の内容の記録が不十分である。	B
				(1) 損害賠償保険に加入していない。	B
				(1) 賠償すべき損害賠償を速やかに行っていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<b>会計経理編</b>					
(1) 会計の区分	1 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分して会計経理の書類を作成しなければならない。	1 会計の区分がされているか。	(1) 市運営基準条例第33条	(1) 当該教育・保育施設の会計を他の事業会計と区分していない。	C
(2) 記録の整備	1 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。  (例) ・実費徴収簿 ・証憑書類(購入した物のレシートなど) ・預金通帳 ・現金出納帳 ・給付費等請求書 など	1 会計に関する諸記録を整備しているか。	(1) 市運営基準条例第34条	(1) 記録を整備していない。  (2) 記録の整備が不十分である。	C  B
(3) 上乗せ徴収	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育必要基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	1 特に必要であると認められる対価の支払について、定められた範囲内で設定されているか。	(1) 市運営基準条例第13条	(1) 特に必要と認められる対価の支払について、定められた範囲内で設定されていない。	C
(4) 実費徴収	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる事項に要する費用の額の支払を、保護者から受けることができる。 ① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入 ② 特定教育・保育等に係る行事への参加 ③ 食事の提供(市運営基準条例第13条第4項第3号ア及びイに掲げる副食の提供を除く。) ④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜 ⑤ ①から④に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育 給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	1 便宜に要する費用について、該当しない費用の支払を受けていないか。	(1) 市運営基準条例第13条	(1) 便宜に要する費用について、①から⑤以外の費用の額の支払を、保護者から受けている。	C
(5) 領収証の交付	1 特定教育・保育施設は、上乗せ徴収及び実費徴収の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	1 領収証を保護者に交付しているか。	(1) 市運営基準条例第13条	(1) 領収証を保護者に交付していない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 書面説明及び同意	1 特定教育・保育施設は、上乗せ徴収及び実費徴収の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、実費徴収の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	1 上乗せ徴収及び実費徴収について、用途及び額並びに支払を求める理由について、書面で明らかにしているか。 2 上乗せ徴収及び実費徴収について、用途及び額並びに支払を求める理由について、保護者に対して説明しているか。 3 上乗せ徴収について、文書により同意を得ているか。 4 実費徴収について、同意を得ているか。	(1) 市運営基準条例第13条	(1) 上乗せ徴収及び実費徴収について、用途及び額並びに支払を求める理由について、書面で明らかにしていない。 (2) 上乗せ徴収及び実費徴収について、用途及び額並びに支払を求める理由について、保護者に対して説明していない。 (3) 上乗せ徴収について、文書により同意を得ていない。 (4) 実費徴収について、同意を得ていない。	C C C C
(7) 施設型給付費の支給	1 特定教育・保育施設は、基本分単価に含まれる職員構成を充足する職員配置をするとともに、各加算を受けるに当たっては、法令等に定める要件を満たさなければならない。	1 職員配置は、基本分単価に含まれる職員構成を充足しているか。 2 公定価格における各加算等が適正であるか。 3 その他施設型給付費の請求に関することで不適正な事項がないか。	(1) 費用算定基準等 (1) こ成保38 (1) こ成保296	(1) 基本分単価に含まれる職員が配置されていない。 (1) 加算等の要件を満たしていない。 (2) 必要な調整が行われていない。 (1) その他施設型給付費の請求に不適切な事項がある。	C C C C

# 学校関係法令の部

	目	次	
運営管理編	1	6 健康管理	2
1 基本方針	1	(1) 安全衛生管理体制	2
(1) 個人情報保護	1	(2) 健康診断	2
2 就業規則等の整備	1	7 建物設備等の管理	2
(1) 就業規則	1	(1) 定期検査報告	2
(2) 給与規程	1	8 災害対策の状況	3
(3) 育児休業規程等	1	(1) 防火管理者	3
(4) 旅費	1	(2) 防火対策	3
(5) 労使協定等	1	(3) 消防計画等	3
(6) 周知等の措置	1	(4) 立入検査	4
3 職員の状況	1	(5) 防災訓練	4
(1) 職員配置	1	(6) 保安設備	4
(2) 採用、退職	1	(7) 安全対策	5
(3) 関連帳簿の整備	1	教育内容編	6
4 勤務状況	1	1 教育の状況	6
(1) 勤務体制	1	(1) 指導要録	6
(2) 均等な待遇の確保	1	(2) 学校として備えなければならない表簿	6
(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備	1	2 健康・安全の状況	6
(4) 勤務状況の帳簿の整備	1	(1) 学校保健計画	6
5 職員給与等の状況	2	(2) 幼児健康診断	6
(1) 本俸・諸手当	2	(3) 虐待等への対応	7
(2) 社会保険	2	(4) 疾病等への対応	7
(3) 賃金台帳	2	(5) 児童の安全確保	7

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	昭和22年3月31日法律第26号「学校教育法」	学校教育法
2	昭和28年10月31日政令第340号「学校教育法施行令」	学校教育法施行令
3	昭和22年5月23日文部省令第11号「学校教育法施行規則」	学校教育法施行規則
4	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
5	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
6	昭和31年12月13日文部省令第32号「幼稚園設置基準」	幼稚園設置基準
7	昭和47年6月8日法律第57号「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
8	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
9	昭和25年5月24日法律第201号「建築基準法」	建築基準法
10	昭和23年7月24日法律第186号「消防法」	消防法
11	昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
12	昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
13	平成12年12月22日東京都条例第202号「東京都震災対策条例」	東京都震災対策条例
14	平成24年3月30日東京都条例第17号「東京都帰宅困難者対策条例」	東京都帰宅困難者対策条例
15	平成13年4月6日消防庁告示第2号「東京都震災条例に基づく事業所防災計画に関する告示」	消防庁告示第2号
16	昭和37年3月21日東京都条例第65号「火災予防条例」	東京都火災予防条例
17	平成26年6月4日政令第203号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令」	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令
18	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待防止法
19	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
21	平成20年6月4日20文科ス第339号「「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」について」	20文科ス第339号
22	平成26年3月26日25文科ス第713号「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」	25文科ス第713号
23	平成25年1月30日24ス学健第18号「幼稚園における給食の適切な実施について」	24ス学健第18号
24	令和4年6月13日府子本679号、4幼初教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止について」	府子本第679号

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<b>運営管理編</b>					
<b>1 基本方針</b>					
(1) 個人情報保護	東京都保育所指導検査基準(東京都福祉局)を準用				
<b>2 就業規則等の整備</b>	東京都保育所指導検査基準(東京都福祉局)を準用				
(1) 就業規則					
(2) 給与規程					
(3) 育児休業規程等					
(4) 旅費					
(5) 労使協定等					
(6) 周知等の措置					
<b>3 職員の状況</b>					
(1) 職員配置	<p>1 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭(以下「教諭等」という。)を1人置かなければならない。</p> <p>特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもつて代えることができる。</p> <p>専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前2項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を1人置くことを原則とする。</p> <p>幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。</p> <p>幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。</p> <p>2 幼稚園には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。</p> <p>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。</p>	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 学校教育法第7条  (2) 学校保健安全法第23条  (3) 幼稚園設置基準第5条、第6条	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C
(2) 採用、退職	東京都保育所指導検査基準(東京都福祉局)を準用				
(3) 関連帳簿の整備	東京都保育所指導検査基準(東京都福祉局)を準用(「都条例第17条」とあるのは「学校教育法施行規則第28条第1項」と、「保育士証」とあるのは「幼稚園教諭免許状」と読み替える。)				
<b>4 勤務状況</b>	東京都保育所指導検査基準(東京都福祉局)を準用				
(1) 勤務体制					
(2) 均等な待遇の確保					
(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備					
(4) 勤務状況の帳簿の整備					

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<b>5 職員給与等の状況</b> (1) 本俸・諸手当 (2) 社会保険 (3) 賃金台帳	東京都保育所指導検査基準(東京都福祉局)を準用(経理等通知に係る部分を除く。)				
<b>6 健康管理</b> (1) 安全衛生管理体制 (2) 健康診断	東京都保育所指導検査基準(東京都福祉局)を準用 1 常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。(雇入時健康診断) 定期健康診断は1年以内ごとに1回、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。また、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。 なお、1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に行うこと。 幼稚園の設置者は、健康診断を行ったときは、職員健康診断票を作成し、5年間保存しなければならない。 2 労働者が常時50人以上の施設においては、健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出すること。	1 職員の健康診断を適切に実施しているか。 2 職員健康診断票を作成し、保存しているか。 3 (職員が常時50人以上の場合)健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。	(1) 学校保健安全法第15条、第16条 (2) 学校保健安全法施行規則第12条～第14条、第16条、第17条 (3) 労働安全衛生法第66条 (4) 労働安全衛生規則第43条～第45条 (1) 学校保健安全法施行規則第15条 (1) 労働安全衛生規則第52条	(1) 健康診断が未実施である。 (2) 健康診断の未受診者がいる。 (3) 健康診断の実施方法等が不適切である。 (1) 職員健康診断票の整備が不十分である。 (1) 健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出していない。	C B B B B
<b>7 建物設備等の管理</b> (1) 定期検査報告	1 建築物及び建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。 建築物 3年ごと(※) 防火設備 毎年(※) 建築設備 毎年(※) 昇降機 毎年 ※ 学校の場合、2000㎡を超える規模のもの又は3階以上の階で、その用途に供する部分が対象となる。	1 建築物及び建築設備等の定期検査を行っているか。	(1) 建築基準法第12条第1項、第3項	(1) 建築物及び建築設備等の定期検査報告を行っていない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<b>8 災害対策の状況</b>					
(1) 防火管理者	<p>防火管理者は、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の事項について当該防火対象物の管理について権限を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。</p> <p>(1) 選任(解任)・届出 施設においては、防火管理者を選任し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なければならない。</p> <p>(2) 資格 消防法施行令に規定する資格が必要である。</p> <p>(3) 業務 防火管理者は、防火管理上必要な業務を誠実に遂行するとともに、消防用設備等の点検及び整備、又は適切な防火管理上の指示を与えなければならない。</p> <p>&lt;業務内容&gt;</p> <p>① 消防計画の作成 ② 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施 ③ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備 ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督 ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ⑥ 収容人員の管理 ⑦ その他防火管理上必要な業務</p>	<p>1 防火管理者を選任し、届け出ているか。また、管理的又は監督的地位にある者を選任しているか。</p> <p>2 防火管理者としての業務が適正に行われているか。</p>	<p>(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条 (3) 消防法施行規則第3条の2</p> <p>(1) 消防法施行令第3条の2</p>	<p>(1) 防火管理者を選任していない。 (2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的地位にある者を選任していない。 (3) 防火管理者の届出をしていない。</p> <p>(1) 防火管理者としての業務が適正に行われていない。</p>	<p>B B B</p>
(2) 防火対策	<p>幼稚園のカーテン、じゅうたん等については、消防法施行令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならない。</p>	<p>1 カーテン、じゅうたん等は防災性能を有しているか。</p>	<p>(1) 消防法第8条の3 (2) 消防法施行令第4条の3 (3) 消防法施行規則第4条の3</p>	<p>(1) カーテン、じゅうたん等が防災性能を有していない。</p>	<p>C</p>
(3) 消防計画等	<p>1 消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。</p> <p>(1) 消防計画の策定 非常災害時における児童の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を作成しなければならない。なお、消防計画の内容は、消防法令等に定める項目を満たすこと。</p> <p>(2) 消防署への届出 計画策定者は防火管理者であり、消防署に届け出なければならない。</p> <p>2 事業者は、都及び市が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 ・消防計画に、事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。</p>	<p>1 消防計画を作成しているか。</p> <p>2 消防計画を所轄消防署に届け出ているか。</p> <p>3 事業所防災計画を作成しているか。</p>	<p>(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条の2 (3) 消防法施行規則第3条</p> <p>(2) 消防法施行令第3条の2</p> <p>(1) 東京都震災対策条例第10条 (2) 東京都帰宅困難者対策条例第4条第4項 (3) 消防庁告示第2号</p>	<p>(1) 消防計画を作成していない。 (2) 消防計画の内容に不備がある。</p> <p>(1) 消防計画を届け出していない。 (2) 変更の届出をしていない。</p> <p>(1) 事業所防災計画を作成していない。 (2) 事業所防災計画の内容に不備がある。</p>	<p>C B C B C B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 立入検査	消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設として速やかに指示事項を改善すること。	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか	(1) 消防法第4条	(1) 消防法の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。	B
(5) 防災訓練	1 防火管理者は、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならない。 幼稚園の防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。この場合において、防火管理者は、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。 防火対象物の管理について権原を有する者は、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を定め、自衛消防活動に係る訓練(以下「自衛消防訓練」という。)を行うよう努めなければならない。	1 避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められているとおりに実施しているか。	(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条の2 (3) 消防法施行規則第3条第10項	(1) 消火訓練及び避難訓練が年2回以上実施されていない。 (2) 避難訓練が行われていない。 (3) 訓練の実施方法が不適切である。	C C B
	2 防火対象物の管理について権原を有する者は、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の状況を記録し、保存しなければならない。 防火管理に係る消防計画に基づき自衛消防訓練を実施したときは、規則で定めるところにより、その実施結果記録を作成し、これを保存しなければならない。	2 訓練結果の記録を整備しているか。	(1) 消防法施行規則第4条の2の4第2項 (2) 東京都火災予防条例第55条の4	(1) 訓練記録が整備されていない。 (2) 訓練記録が不十分である。	B B
(6) 保安設備	1 幼稚園は、消防用設備等について定期に点検し、報告しなければならない。 幼稚園の防火管理者は、消防計画に基づき、消防用設備等について点検を行わなければならない。 幼稚園の2階以上の階又は地階で、収容人員が20人以上のものについては避難器具を設置しなければならない。	1 消防用設備等の点検及び報告をしているか。 2 消防用設備等の自主点検をしているか。 3 避難器具を設置しているか。	(1) 消防法第17条の3の3 (2) 消防法施行令第3条の2第2項、第4項 (3) 消防法施行令第25条	(1) 消防用設備等の点検及び報告をしていない。 (1) 消防用設備等の自主点検をしていない (1) 避難器具を設置していない。	B B B
	2 非常警報器具又は非常警報設備の設置 ① 非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備) 収容人員50人以上の場合に設置 ただし、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りでない。 ② 非常警報器具(警鐘、手動式サイレン、その他) 収容人員20人以上50人未満のとき ただし、自動火災報知設備又は非常警報設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りでない。	4 非常警報器具又は非常警報設備を設置しているか。	(1) 消防法施行令第24条	(1) 未設置である。	C
	3 自動火災報知設備等の設置 ① 自動火災報知設備 延べ面積が300㎡以上の防火対象物 ② 漏電火災報知器 特定の場所を準不燃材以外の材料で作った場合であって、延べ面積が300㎡以上又は契約電気量50Aを超える場合 ③ 消防機関へ通報する火災報知設備 延べ面積が500㎡以上の防火対象物	5 自動火災報知設備等を設置しているか。	(1) 消防法施行令第21条～第23条	(1) 未設置である。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 安全対策	<p>1 幼稚園においては、幼児の安全の確保を図るため、当該幼稚園の施設及び設備の安全点検、幼児に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他幼稚園における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。 学校保健安全法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。</p> <p>2 幼稚園においては、幼稚園の安全の確保を図るため、当該幼稚園の実情に応じて、危険等発生時において当該幼稚園の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。 園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>1 学校安全計画を作成しているか。</p> <p>2 職員研修等学校安全計画に定める事項を実施しているか。</p> <p>3 毎学期1回以上安全点検を実施しているか。</p> <p>4 危険等発生時対処要領を作成しているか。</p> <p>5 危険等発生時対処要領が職員に周知され、訓練等が実施されているか。</p>	<p>(1) 学校保健安全法第27条</p> <p>(1) 学校保健安全法施行規則第28条</p> <p>(1) 学校保健安全法第29条</p>	<p>(1) 学校安全計画を作成していない。</p> <p>(2) 学校安全計画に定める研修等を実施していない。</p> <p>(1) 定期的に安全点検を実施していない。</p> <p>(1) 危険等発生時対処要領を作成していない。</p> <p>(1) 危険発生時対処要領を職員に周知していない。</p> <p>(2) 危険発生時対処要領に基づく訓練を実施していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<b>教育内容編</b>					
<b>1 教育の状況</b>					
(1) 指導要録	<p>1 園長は、幼稚園に在学する幼児の指導要録(児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。</p> <p>2 園長は、幼児が進学した場合においては、その作成に係る当該幼児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。また、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し(転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令第8条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。))の写しを含む。)及び前段の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。</p>	<p>1 指導録を作成しているか。</p> <p>2 進学等の際に、指導要録の抄本又は写し等を送付しているか。</p>	<p>(1) 学校教育法施行令第31条</p> <p>(2) 学校教育法施行規則第24条</p>	<p>(1) 指導要録を作成していない。</p> <p>(2) 指導要録の抄本又は写し等を送付していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(2) 学校として備えなければならない表簿	<p>学校において備えなければならない表簿は、概ね次に掲げる表簿を備えなければならない。</p> <p>①学校に係のある法令</p> <p>②学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌</p> <p>③職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表</p> <p>④指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿</p> <p>⑤入学者の選抜及び成績考査に関する表簿</p> <p>⑥資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録</p> <p>⑦往復文書処理簿</p> <p>これらの表簿は、別に定めるもののほか、5年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。</p>	<p>1 備えなければならない書類が備えられているか。</p>	<p>(1) 学校教育法施行規則第28条</p>	<p>(1) 必要な書類が備えられていない。</p> <p>(2) 保存期間前に書類が廃棄されている。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
<b>2 健康・安全の状況</b>					
(1) 学校保健計画	<p>幼稚園においては、幼児及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、幼児及び職員の健康診断、環境衛生検査、幼児に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。</p>	<p>1 幼児及び職員の健康診断、環境衛生検査、幼児に対する指導等について計画を策定しているか。</p>	<p>(1) 学校保健安全法第5条</p>	<p>(1) 学校保健計画を策定していない。</p>	<p>C</p>
(2) 幼児健康診断	<p>1 幼稚園においては、毎学年6月30日までに、幼児の健康診断を行わなければならない。ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。</p>	<p>1 定期的に健康診断を実施しているか。</p>	<p>(1) 学校保健安全法第13条</p> <p>(2) 学校保健安全法施行規則第5条、第6条、第8条、第9条</p>	<p>(1) 健康診断を実施していない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 虐待等への対応	2 幼稚園においては、学校保健安全法第13条第1項の健康診断を行ったときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。	2 健康診断票を作成しているか。		(1) 健康診断票を作成していない。	C
	3 幼稚園においては、学校保健安全法第13条第1項の健康診断を行ったときは、21日以内にその結果を幼児及びその保護者に通知する	3 健康診断の結果を通知しているか。		(1) 健康診断の結果を通知していない。	C
	1 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市や関係機関(囑託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等)と連携し、児童福祉法第25条に基づき適切な対応を図ること。 また、虐待が疑われる場合には、速やかにこども家庭センター又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。	1 児童虐待の早期発見に努めているか。 2 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。	(1) 児童虐待防止法第5条、第6条 (2) 児童福祉法第25条	(1) 児童虐待の早期発見に努めていない。 (1) 適切に対応していない。 (2) 関係機関との連携が図られていない。	C C C
(4) 疾病等への対応 ア 感染症対策	園長は、園内において、感染症にかかっている、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第19条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。 園長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。	1 感染症の予防対策を講じているか。 2 感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。	(1) 学校保健安全法第19条～第21条 (2) 学校保健安全法施行令第6条、第7条 (3) 学校保健安全法施行規則第18条～第21条	(1) 感染症予防対策を適切に行っていない。 (2) 感染症予防対策が不十分である。 (1) まん延防止対策を講じていない。 (2) まん延防止対策が不十分である。	C B C B
イ アレルギー疾患	食物アレルギー等のある生徒等に対しては、校内において校長、学級担任、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の生徒等の状況に応じた対応に努めること 参考「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(令和元年度改訂)」(公益財団法人日本学校保健会) 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)	1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。 ・生活指導管理表等により、保護者等と情報を共有しているか。 ・食器の色を変える、座席を固定する、食事中に個別的対応を取る等、安全性を最優先とした対応がとられているか。	(1) 20文科ス第339号 (2) 25文科ス第713号 (3) 24ス学健第18号	(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っている。 (2) アレルギー疾患への対応が不十分である。	C B
(5) 児童の安全確保	1 幼稚園の設置者は、幼児の安全の確保を図るため、事故、加害行為、災害等(以下「事故等」という。)により幼児に生ずる危険を防止し、及び事故等により幼児に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	1 園児の事故防止に配慮しているか。	(1) 学校保健安全法第26条	(1) 園児の事故防止に配慮していない。 (2) 園児の事故防止に対する配慮が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備を徹底する。</p> <p>・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、もっぱら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。</p> <p>・幼児の食事に関する情報(咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況)について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の幼児の健康状態等について情報を共有する。</p> <p>・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。</p> <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p> <p>2 幼稚園においては、幼児の通学、校外における学習のための移動その他の幼児の移動のために自動車を運行するときは、幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の幼児の所在を確実に把握することができる方法により、幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>幼稚園及び特別支援学校においては、通学を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童生徒等の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童生徒等の自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。</p> <p>また、児童生徒等の所在確認については、教育活動の前提として必然的に実施するものであるが、具体的所在確認に当たっては、児童生徒等の年齢や発達段階に応じて適切な方法によって行われることが望ましいこと。(令和4年12月28日付け文科教第1309号「学校保健安全法施行規則の一部改正について」)</p> <p>登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。(令和3年8月25日付け事務連絡「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について」)</p>	<p>2 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。</p> <p>1 自動車への乗降車の際に、幼児の所在を確認しているか。</p> <p>2 自動車に備えられたブザー等の見落とし防止措置を用いて降車の際に所在確認を行っているか。</p>	<p>(1) 府子本第679号</p> <p>(1) 学校保健安全法施行規則第29条の2</p>	<p>(1) 監視に専念する職員を配置していない。</p> <p>(2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。</p> <p>(1) 自動車への乗降車の際に、児童の所在を確認していない。</p> <p>(1) 送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。</p> <p>(2) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>